

令和4年2月7日
保健福祉政策部
臨時特別給付担当課

子育て世帯及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付について

1. 主旨

子育て世帯及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付の支給については、令和3年12月20日の福祉保健常任委員会において、子育て世帯への臨時特別給付を現金一括10万円により行うとともに、住民税非課税世帯等に対する給付金については、国からの通知が発出され次第速やかに事務を進めることを報告したところである。

令和3年12月21日付で国から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要領等が示されたことから、子育て世帯への臨時特別給付の進捗状況と併せ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給の進め方を報告する。

2. 国が示す給付事業の概要

(1) 子育て世帯への臨時特別給付

令和3年12月3日及び20日の福祉保健常任委員会において報告済

(2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

支給対象者は、次のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

① 住民税非課税世帯

次の2つの要件を満たす世帯をいう。

- ・基準日（令和3年12月10日）において、区の住民基本台帳に記録されていること
- ・同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和3年度の住民税均等割が課されていない者又は区の条例で定めるところにより区民税均等割を免除されていること

※生活保護法による保護を受けている者は、令和3年度の区民税均等割が課されていない者に含むものとする。

② 家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降令和4年9月末までに家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②ともに、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3. 子育て世帯への臨時特別給付の進捗状況

(1) 児童手当の仕組みを活用した世帯への給付

令和3年12月末までに39,380世帯(62,704人)に支給

令和4年1月末までに1,143世帯(1,275人)に支給

(2) 上記(1)以外の世帯への給付(高校生及び公務員等の世帯への給付)

令和3年12月24日 18,662人に申請書を発送

令和4年1月末までの申請件数は6,829世帯

令和4年1月中旬から2月1日までに4,052世帯(5,124人)に支給

※順次審査し、週1回のペースで振込

(3) 令和3年9月以降の新生児の世帯への給付

令和3年9月～12月上旬に生まれた新生児を養育する世帯に、児童手当の仕組みを活用して給付

令和4年1月末までに769世帯(796人)に支給

※月1回のペースで振込

4. 区における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給方法

(1) 住民税非課税世帯への支給(見込数 107,000世帯)

① 区において世帯員全員が令和3年度住民税非課税の世帯や、令和3年度区民税が未申告である者を含む世帯等、支給対象となりうる世帯を抽出し、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書兼申請書」(以下「確認書兼申請書」という。)を送付する。

② 支給対象者(世帯主)は、次の事項を確認し、区に確認書兼申請書を郵送で提出する。

- ・支給対象者の属する世帯が、区民税均等割が課税されている者の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯でないことや、世帯の中に住民税が課税となる所得があるのに未申告の者がいないこと等を確認
- ・支給対象者の登録口座(過去の特別定額給付金等の振込口座)の確認

③ 区は確認書兼申請書を受理したときは、速やかに内容を確認、審査のうえ給付金を支給する。

(2) 家計急変世帯への支給(見込数 8,000世帯)

① 家計急変世帯が支給を受けようとする場合は、区に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書」(以下「家計急変分申請書」という。)を郵送で提出する。

② 区は、家計急変分申請書を受理したときは、当該申請者が支給要件に該当するかを審査のうえ、支給を決定し給付金を支給する。

5. 今後のスケジュール (予定) ※ (子) …子育て世帯、(非) …非課税世帯等
- 令和4年 2月7日～ (非) 住民税非課税世帯へ確認書兼申請書を発送
- 2月8日～ (非) 住民税非課税世帯等向けの周知 (区のおしらせ特集号 (別紙) の全戸配布開始、ホームページ・ツイッター・フェイスブックに掲載)
- (非) くみん窓口・出張所・まちづくりセンター・ぷらっとホーム世田谷 (生活困窮者自立相談支援センター) 等へ区のおしらせ特集号及び家計急変分申請書を配架
- 2月中旬～ (非) 住民税非課税世帯に給付金支給開始
- (非) 家計急変分申請書の受理 (確認)
- (非) 家計急変世帯に給付金支給開始
- 2月28日 (子) 高校生世帯・児童手当未受給世帯申請期限
- 5月31日 (非) 住民税非課税世帯の確認書兼申請書の提出期限
- 9月30日 (非) 家計急変分申請書による申請期限

6. 臨時特別給付についての問合せ先

世田谷区臨時特別給付専用ダイヤル

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付に関すること

電話番号 03-6738-9234

- (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること

電話番号 03-6632-0723

受付時間 (1)(2)ともに午前8時30分から午後6時まで (土曜日・日曜日・祝日を除く。)

7. その他

1月24日の衆議院予算委員会において、岸田首相は、子育て世帯への臨時特別給付について、令和3年9月以降離婚などで受け取れなかったひとり親家庭への支給を、国として検討する考えを示している。

今後、国から発出される通知を確認し、事務を進めていく。

住民税非課税世帯等
に対する臨時特別給付金
特集号

SETAGAYA 区のおしらせ
せたがや

No.1830 令和4年2月発行



最新の情報は
区のホームページを
ご覧ください。

※この記事は、1月27日時点の
情報で作成しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による

住民税非課税世帯、家計急変世帯に

臨時特別給付金を**支給**します

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方の生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対する臨時特別給付金として、一世帯当たり10万円を支給します。

支給対象者

以下の①または②の世帯主

①非課税世帯

世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
(令和3年12月10日時点で世田谷区に住民登録をしている世帯に限る)

→2面をご覧ください

②家計急変世帯

上記①以外の世帯で、令和3年1月～4年9月の間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
(令和3年12月10日時点で国内に住民登録をしている世帯に限る)

→2・3面をご覧ください

※①②いずれも、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯(別居する親が扶養している大学生の子どものみの世帯、別居する子が扶養している父母の世帯など)は対象となりません(「扶養親族等」とは、確定申告書や住民税申告書、源泉徴収票などに扶養親族として申告された方のほか、16歳未満の方、青色事業専従者及び事業専従者をいう)。

※①②を重複して受給することや、複数回受給することはできません。

※②に関し、令和3年12月10日時点で同一世帯に同居していた親族について、令和3年12月11日以後の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなします。

※令和3年12月10日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた方で、令和3年12月10日時点で日本国内で生活していたが、いずれの市区町村にも住民登録をしていなかった方は、令和3年12月11日以後住民票が作成され、他の支給要件を満たすときは、支給対象となります。

支給額

一世帯当たり**10万円**



手続(申請)方法等詳しくは、2・3面をご覧ください。

問合せ先

世田谷区臨時特別給付専用ダイヤル ☎6632-0723 (午前8時30分～午後6時 ※土・日曜、祝日を除く)

①非課税世帯

対象

**世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
(令和3年12月10日時点で世田谷区に住民登録をしている世帯に限る)**

令和3年度分の住民税は、令和2年1月～12月の所得に対して課税されます。

※令和3年度分住民税均等割の非課税者には、生活保護を受給されている方、条例により住民税均等割が免除されている方も含まれます。

※租税条約に基づき住民税が免除となった方は、支給の対象になりません。

手続方法

該当すると思われる世帯主の方へ、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書兼申請書」(以下「確認書兼申請書」)をお送りします。**送付時期：2月上旬～**

必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送下さい。

記入済みの確認書兼申請書が区に到着した後、内容を確認・審査し、世帯主名義の銀行口座に給付金を振り込みます。

返送(申請)期限／令和4年5月31日(消印有効)

②家計急変世帯

対象

**令和3年1月～4年9月の間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
(令和3年12月10日時点で国内に住民登録をしている世帯に限る)**

手続方法

区で対象者を把握していないため、ご自身で申請書等入手し申請していただく必要があります。

※「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給されている世帯の世帯主の方には、区から申請書等を送付します。

3面の判断基準をご確認のうえ、ご自身の世帯が該当すると思われる場合は、以下の書類①～③をご用意のうえ、郵送して下さい。申請書等が区に到着した後、審査を行い、指定された世帯主名義の銀行口座に給付金を振り込みます。

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(家計急変世帯分) → 必要事項を記入
- ②簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変世帯) → 必要事項を記入
- ③必要添付書類(例：給与明細、帳簿、年金振込通知書の写しなど) → ご自身でご用意のうえ添付して下さい

①②の様式は、以下の方法で入手できます

●区のホームページからダウンロード
(郵便料金は自己負担)



●総合支所くみん窓口、出張所・まちづくりセンターで配布

●世田谷区臨時特別給付専用ダイヤル
(☎6632-0723)へ請求
(郵送でお送りします)

申請期限／令和4年9月30日(消印有効)

詐欺や個人情報の 詐取にご注意下さい

申請内容に不明な点があった場合、区から電話で問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合には、すぐに管轄の警察署(世田谷☎3418-0110、北沢☎3324-0110、玉川☎3705-0110、成城☎3482-0110)または世田谷区特殊詐欺相談ホットライン(☎5432-2121(平日午前9時～午後5時))にご連絡下さい。

家計急変世帯該当の判断基準 ※申請時点で下記のいずれかに該当

新型コロナウイルス
感染症の影響を受けて
収入が減少した



世帯全員について

年収換算額

【令和3年1月～令和4年9月の
任意の1か月分の収入※×12】
が表内の「非課税相当限度額(収
入額ベース)」以下になる場合

または

年間所得見込額

【年収換算額－(給与所得控除※1
+経費※2+公的年金等控除※3)】
が表内の「非課税相当限度額(所
得額ベース)」以下になる場合

世帯構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	100万円	45万円
配偶者または親族(計1名)を扶養している場合	156万円	101万円
配偶者または親族(計2名)を扶養している場合	205万7000円	136万円
配偶者または親族(計3名)を扶養している場合	255万7000円	171万円
配偶者または親族(計4名)を扶養している場合	305万7000円	206万円
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204万3999円	135万円

※収入の種類は、給与収入・事業収入または不動産収入・年金収入(遺族年金などの非課税の公的年金等収入は含みません)となります。

※令和4年度分の住民税均等割の課税決定後(6月)に、令和3年1月～12月の収入に基づき申請する場合には、当該課税決定の内容により支給要件を満たすか判定します。

※1 給与所得控除

年収換算額のうち給与収入分	控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	給与収入分×40%－10万円
180万円超360万円以下	給与収入分×30%＋8万円
360万円超660万円以下	給与収入分×20%＋44万円

※2 経費

(事業収入または不動産収入がある場合)当該収入のために要した経費の12か月相当額

※3 公的年金等控除

65歳未満の方		65歳以上の方	
年収換算額のうち 公的年金等収入分	控除額	年収換算額のうち 公的年金等収入分	控除額
60万円以下	公的年金等収入分の全額	110万円以下	公的年金等収入分の全額
60万円超130万円未満	60万円	110万円超330万円未満	110万円
130万円以上410万円未満	公的年金等収入分×0.25 ＋27万5千円	330万円以上410万円未満	公的年金等収入分×0.25 ＋27万5千円
410万円以上770万円未満	公的年金等収入分×0.15 ＋68万5千円	410万円以上770万円未満	公的年金等収入分×0.15 ＋68万5千円

例

単身の65歳の年金受給者。これまでは年金収入(1月あたり10万円)に加え、パートタイムの給与収入(月8万円)で生計を立てていたが、令和3年夏ごろから新型コロナウイルス感染症の影響でパートタイムの給与収入が減り、令和3年12月には年金収入のみとなってしまった。

《計算例》

パートタイムの給与収入がなくなった令和3年12月を任意の1か月として設定した場合、

年収換算額 10万円×12＝120万円 > 非課税相当限度額(収入額ベース)100万円

年間所得見込額 10万円×12－(公的年金等控除110万円)＝10万円 < 非課税相当限度額(所得額ベース)45万円⇒対象となる

「年収換算額」では対象となりませんが、
「年間所得見込額」では対象となるため、
支給となります。

※上記は例であり、類似するケースであっても個別の事情により審査した結果、支給対象とならない場合があります。

問合せ先／世田谷区臨時特別給付専用ダイヤル ☎6632-0723 (午前8時30分～午後6時 ※土・日曜、祝日を除く)

臨時特別給付金 Q&A

支給対象者

Q 外国人は対象となるの？

A 基準日（令和3年12月10日）に住民基本台帳に登録されている外国人は、支給要件を満たす場合、支給の対象となります。

Q 配偶者や親族から暴力を受け、前の住民登録はそのままにして世田谷区内に避難してきた。住民登録がある前の世帯で、配偶者や親族が給付金を受給してしまったら、私は給付金を受給できないの？

A 住民票のある世帯の方が給付金を受給済みであっても、ご自身が配偶者や親族からの暴力（DV）等による避難者であることを確認できる書類等があり、非課税世帯または家計急変世帯の要件を満たせば、現在お住まいの世田谷区から給付金を受給できます。配偶者や親族の扶養に入っている、DV等避難者は独立した生計を立てている一つの世帯とみなします。

非課税世帯

Q 税の未申告者は、どのような扱いになるの？

A 確認書兼申請書上で「課税となる所得はない」旨の誓約をいただくことで、所得がないものとして取り扱います。所得があり、支給対象外であったことが後に判明した場合、支給した給付金を返還していただく必要があります。

Q 非課税世帯に該当し、最近世田谷区に引っ越してきたが、待っていれば必要書類は世田谷区から送られてくるの？

A 非課税世帯については、基準日（令和3年12月10日）に住民登録がある自治体から支給される仕組みとなっています。令和3年12月11日以降に世田谷区に転入された方は、基準日に住民登録があった自治体へお問い合わせ下さい。

家計急変世帯

Q 家計急変世帯に該当し、最近世田谷区に引っ越してきたが、申請はどこに出せばいいの？

A 家計急変世帯については、非課税世帯と異なり、申請日時点で住民登録をしている自治体に申請して下さい。

Q 令和3年度住民税均等割は課税されていて、収入の減少はないが、出生した子どもを新たに被扶養者としたことで、住民税均等割非課税相当の水準となる場合は、家計急変世帯に該当するの？

A 収入の減少がない場合は対象となりません。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、かつ、令和3年1月以降の収入（見込み含む）が非課税相当水準以下であることが要件となります。詳しくは、3面をご覧ください。

Q 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定するの？

A 世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員がそれぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。

税・保険料などの納付が困難な方の相談を受け付けています

- 特別区民税・都民税 問 納税課納税相談係 ☎5432-2208 FAX5432-3012
- 国民健康保険料 問 保険料収納課納付相談担当 ☎5432-2343 FAX5432-3038
- 後期高齢者医療保険料 問 国保・年金課後期高齢者医療担当 ☎5432-2390 FAX5432-3020
- 介護保険料 問 介護保険課資格保険料係 ☎5432-2643 FAX5432-3042

●国民年金保険料

免除・納付猶予制度があります。詳しくは、区のホームページまたは日本年金機構のホームページ（HP <https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

問 国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX5432-3051

世田谷年金事務所（3月18日まで）☎6880-3456（代表）（移転により3月22日から）☎6805-6367（代表）

水道料金・下水道料金のお支払いの猶予や、電気・ガス等料金の支払期限を延長する措置等を実施しています。

●水道・下水道 問 東京都水道局お客さまセンター ☎5326-1101 ●電気・ガス等 契約先事業者にお問い合わせ下さい。

最新の情報はこちらでご確認下さい

●区のホームページ
HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



●エフエム世田谷
(83.4メガヘルツ)
HP <https://fmsetagaya.com/>



●LINE (ライン)
ID : setagayacity



●Facebook
(フェイスブック)
世田谷区
(city.setagaya)



●Twitter (ツイッター)

区の施策、イベント情報等
子ども・子育て、若者支援情報
区教育委員会からのお知らせ

@city_setagaya

@setagaya_kodomo

@setagaya_kyoiku

防犯、防災、危機管理情報

世田谷保健所からのお知らせ

新型コロナワクチンの情報

@setagaya_kiki

@setagaya_hoken

@setagayavaccine

問 広報広聴課

☎5432-2008 FAX5432-3001



世田谷区長
のぶと
保坂展人

住民税非課税世帯等に給付金を支給します

コロナ禍も2年の長きにわたり、区民生活に大きな影響を与えています。本号は、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、お知らせします。住民税非課税世帯等を対象に、一世帯あたり10万円を支給するものです。

区では、住民税非課税世帯（世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯）に対し、2月上旬に必要な書類を郵送します。この中にある確認書兼申請書にご記入のうえ、返送して下さい。区では、受け取り次第、速やかに支給できるよう取り組みます。早めのお手続きをお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にある「家計急変世帯」も支給対象となります。該当する方への支給には、ご自身での申請が必要となりますので、申請書等の入手方法について等、詳しくは2・3面をご覧ください。

給付金のほかにも、区では、生活費や事業資金に関する融資・支援を行っています。感染拡大の影響が鎮静化するまで、区も全力で取り組んでいきます。